試　験　地	種　　別	受　験　番　号	氏　　名

２建実

受験地変更者は上欄のほか，本日の受験地と仮受験番号を記入してください。

本日の受験地＿＿＿＿＿＿＿＿　仮受験番号　仮ー＿＿＿＿＿＿

平成 17 年度
２級建築施工管理技術検定試験
実地試験問題

次の注意事項をよく読んでから始めてください。

〔**注　意　事　項**〕

1．ページ数は表紙を入れて**６ページ**です。

2．試験時間は，**13 時 40 分から 15 時 40 分**です。

3．試験問題は**５問題**です。**全問解答**してください。

4．解答は，**別の解答用紙**の定められた範囲内に，**黒鉛筆か黒シャープペンシル**で記入してください。

5．この試験問題用紙は，実地試験の試験終了時刻まで在席した方のうち，希望者は持ち帰ることができます。
途中退席者や希望しない方の試験問題用紙は，回収します。

問題１　あなたが経験した**建築工事**（土木工事，設備工事等を除く）のうち，あなたの受験種別にかかる工事を１つ選び，下記に示す工事概要を記入した上で，次の問いに答えなさい。

〔工事概要〕

イ．工　事　名

ロ．工 事 場 所

ハ．工事の内容　（新築等の場合：建物用途，構造，階数，延べ面積又は施工数量
改修等の場合：建物用途，主な改修内容，施工数量又は建物規模）

ニ．工　　期　（年号又は西暦で年月まで記入）

ホ．あなたの立場

ヘ．あなたの具体的な業務内容

1.　上記の工事概要であげた工事で，あなたが実際にかかわった工種において，発生が予測された**不具合又は欠陥**と，その不具合又は欠陥の発生を防止するためにあなたが実際にどのような**対策**を行ったのか，**３つ**具体的に，工種名（鉄骨工事，防水工事など）をあげて記述しなさい。

　ただし，「設計図どおり施工した。」など施工上の対策を具体的に記述していないものは不可とする。

2.　上記の工事にかかわらず，あなたの今日までの工事経験に照らして，工事の**品質管理**をする上で重要だと考える**事項**（品質管理項目など）を工種名とともに**２つ**あげ，なぜそれが重要だと考えるのか，その**理由**を具体的に記述しなさい。

　ただし，上記1.の解答と同じ内容の記述は不可とする。

問題 2　下記の建築工事に関する用語のうちから**５つ**選び，その**用語の説明**と**施工上の留意すべき内容**を具体的に記述しなさい。

ただし，材料に不良品はないものとし，また，仮設以外の用語については作業上の安全に関する記述は除くものとする。

安全ブロック	いなずまプレート	型枠のセパレーター
切梁支柱	クレセント	コンクリートの誘発目地
耐震スリット	鉄骨工事の仮ボルト	腹筋
フリーアクセスフロア	防水工事の絶縁用テープ	マスキングテープ
ルーフドレン	ローリングタワー	

問題 3　下記に示すネットワーク工程表について，次の問いに答えなさい。

なお，作業を表す矢印の上段は作業名，下段は所要日数を示す。

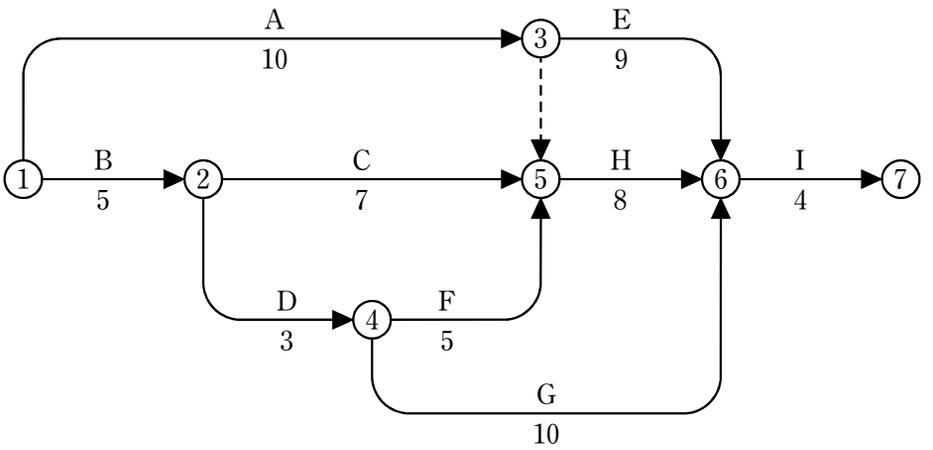

1. クリティカルパスを作業名で工程順に並べて答えなさい。
2. 作業ＧのＬＦＴ（最遅終了時刻）を日数で答えなさい。
3. 作業Ｃが２日延びたときの①から⑦までの総所要日数を求めなさい。

問題 4　次の文章中，下線部の語句が適当なものは○印，不適当なものは適当な語句を解答欄に記入しなさい。

1.　鉄筋コンクリート構造に用いられる鉄筋には，丸鋼と異形鉄筋があり，鉄筋とコンクリートの<u>接着</u>強度は，異形鉄筋の方が丸鋼より優れており，現在では異形鉄筋が主に使用されている。

2.　コンクリートの区分で，普通コンクリート，軽量コンクリート，重量コンクリートの区分は，コンクリートに使用する<u>セメント</u>の種類に応じて区分したものである。

3.　石材の表面仕上げのジェットバーナー仕上げは，石表面に<u>高圧水</u>を短時間あて，表面を粗面に仕上げたものである。

4.　カーペットの<u>グリッパー</u>工法は，下にフェルトなどのアンダーレイを敷き，カーペットを<u>グリッパー</u>のピンに引っ掛けて固定し，施工個所の全面に敷き詰める工法である。

問題 5　「建設業法」,「労働基準法」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法)」に定める下記の各法文において，それぞれ誤っている語句の番号を１つあげ，それに対する正しい語句を解答欄に記入しなさい。

1.　建設業法

「この法律は，建設業を営む者の資質の向上，建設工事の請負契約①の適正化等を図ることによって，建設工事の適正②な施工を確保し，請負③者を保護するとともに，建設業の健全な発達を促進し，もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」

2.　労働基準法

「使用者は，原則として，満18①才に満たない者を午後８②時から午前５③時までの間において使用してはならない。」

3.　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

「この法律は，特定の建設資材について，その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに，新築①工事業者について登録制度を実施すること等により，再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量②等を通じて，資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理③を図り，もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」